

令和 2 年
第 2 回

石狩湾新港管理組合議会定例会会議録

第 1 号

令和 2 年 8 月 6 日（木曜日）

議事日程 第 1 号

8 月 6 日午後 1 時 25 分開議

日程第 1、会議録署名議員の指名

日程第 2、会期決定の件

日程第 3、議案第 1 号並びに報告第 1 号乃至第 3 号

出席議員（12 人）

議 長	12 番	八 田 盛 茂 君
副 議 長	6 番	濱 本 進 君
	1 番	大 野 幹 恭 君
	2 番	片 平 一 義 君
	3 番	日 下 部 勝 義 君
	4 番	松 田 優 子 君
	5 番	小 貫 元 君
	7 番	大 河 昭 彦 君
	8 番	畠 山 み の り 君
	9 番	池 端 英 昭 君
	10 番	佐 々 木 大 介 君
	11 番	道 見 泰 憲 君

列席者

管理者 北海道知事 鈴木 直 道 君

出席説明員

専任副管理者	別 所 博 幸 君
副 管 理 者	小 山 秀 昭 君
副 管 理 者	鎌 田 英 暢 君

会計管理者	三	井	真	君	
総務部長	西	田	和	弘	君
振興部長	清	野		馨	君
参事(総務担当)	高	橋	智	昭	君
参事(管理担当)	吉	田	卓	己	君
参事(企画振興担当)	中	館	泰	弘	君
参事(計画担当)	村	松	政	夫	君
参事(施設担当)	木	村	直	人	君
出納室長	加	藤	雅	明	君

議会事務局職員出席者

事務局長(兼務)	高	橋	智	昭	君
書記(同)	飯	尾	円	紀	君
書記(同)	今	田	貴	弘	君

午後1時24分開会

1. 開 会

○議長(八田盛茂君) ただいまより、本日招集されました令和2年第2回定例会を開会いたします。

午後1時25分開議

1. 開 議

○議長(八田盛茂君) これより、本日の会議を開きます。

1. 日程第1、会議録署名議員の指名

○議長(八田盛茂君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第94条の規定により、会議録署名議員には、

小	貫	元	君	
片	平	一	義	君

の2名を指名いたします。

1. 諸般の報告

○議長(八田盛茂君) 次に、諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長(高橋智昭君) 管理者から提出のありました議案は、議案第1号並びに報告第1号ないし第3号であります。

このほか、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。

1. 日程第2、会期決定の件

○議長(八田盛茂君) 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日8月6日、1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(八田盛茂君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日、1日間と決定いたしました。

1. 日程第3、議案第1号並びに報告第1号ないし第3号

○議長(八田盛茂君) 日程第3、議案第1号並びに報告第1号ないし第3号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

専任副管理者別所博幸君。

1. 議案第1号並びに報告第1号ないし第3号の説明

○専任副管理者(別所博幸君) ただいま議題となりました議案第1号並びに報告第1号ないし第3号につきましてご報告申し上げます。

議案第1号、石狩湾新港管理組合監査委員の選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案をご覧ください。

北海道監査委員から選任されておりました東陽一委員につきましては、組織団体における監査委員を令和2年3月31日をもって退任したことから、後任の監査委員といたしまして北海道代表監査委員から推薦のありました深瀬聡氏を後任の監査委員として選任するため、議会の同意を得ようとするものでございます。

続きまして、報告第1号ないし報告第3号につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案の報告をご覧ください。

まず、報告第1号の専決処分報告の件についてですが、この件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和2年2月21日付で専決処分いたしました工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

次に、報告第2号及び報告第3号につきましては、当管理組合が出捐または出資しております一般財団法人石狩湾漁業操業安全基金協会など、2法人の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

以上、提出いたしました案件につきましてご説明申し上げます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

1. 質疑並びに一般質問

○議長(八田盛茂君) これより、質疑並びに一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、順次、これを許します。

佐々木大介君。

○10番(佐々木大介君) それでは、通告に従いまして、私からは東地区大水深岸壁について伺ってまいります。

石狩湾新港の東地区は、札幌圏のリサイクル基地として、建設用骨材である砂、砂利のほか、海外に輸出される再利用資源の金属スクラップが取り扱われています。道内で発生した鉄スクラップは、道内の電気炉メーカーで異形棒鋼等に利用されているほか、道外や海外へと移出、輸出が行われており、特に、近年は、鉄スクラップの輸出量が増加傾向にあります。

現在、海外への鉄スクラップの輸出量は、流通する国内全体の鉄スクラップの約25%と言われていますが、道内においては、道内電気炉メーカーでの需要減少などを背景に、近年は輸出割合が6割程度に高まっているなど、鉄スクラップの輸出は全国と比較しても高い割合となっています。

また、鉄スクラップの輸出先は、これまで、韓国への輸出が約半数を占めるなど、東アジア地域が大宗でしたが、近年は、東南アジアや南アジアなど、遠方化が進んでおり、輸送船舶の大型化も進んでいることから、物流コストの削減といった国際競争力の確保の観点から、大型貨物船の入港が可能となる大水深岸壁の整備が求められています。

そこで、石狩湾新港東地区における大水深岸壁の整備について、以下、伺ってまいります。

まず、初めに、東地区では、循環資源の効率的な輸送促進を図ることを目的に、大水深岸壁の整備方針が示されていますが、石狩湾新港における鉄スクラップ等金属くずの取扱量はどのように推移しているのか、伺います。

次に、本事業の計画や整備に係る期間、総事業費はどのようになっているのか、伺います。

最後に、石狩湾新港は、道内の人口の約5割を占める札幌圏に位置し、多くの鉄スクラップが発生することから、鉄スクラップの収集や流通において地理的優位性を有しており、また、道内から輸出される鉄スクラップは高度な品質管理により輸出先の相手企業からの評価も高いと伺っています。

業界団体や関係市町村などからも早期整備に向けた要望が出されていますが、東地区の大水深岸壁の整備について今後どのように取り組む考えか、管理者の見解を伺います。

○議長(八田盛茂君) 管理者鈴木直道君。

○管理者(鈴木直道君) 佐々木議員の質問にお答えをいたします。

東地区大水深岸壁の整備に関し、早期整備の推進についてであります。国内需要の変化に伴い増加が見込まれる鉄スクラップの輸出に関しましては、輸出先を失うと資源の国内での滞留や鉄スクラップ価格の低下による排出事業者の負担増などの影響が懸念され、販路を開拓する国際競争力の強化が重要となっているところでございます。

循環資源の物流拠点となる港湾は、効率的な輸送の実現により、国際競争力の強化に貢献をしており、港湾機能の強化は急務となっているところでございます。

東地区における大水深岸壁などの整備は、循環資源の効率的な輸送や背後地域での新たな貨物需要などに対応するものであり、港湾管理者といたしましては、早期に着手できるよう、関係団体と連携をし、国へ要望するなど、本港における港湾機能の強化により一層取り組んでまいりたいと考えております。

なお、其他のご質問につきましては、専任副管理者から答弁をさせていただきます。

○議長(八田盛茂君) 専任副管理者別所博幸君。

○専任副管理者(別所博幸君) 東地区大水深岸壁の整備に関しまして、金属くずの取扱量の推移についてでございますが、北海道のリサイクル拠点として、札幌圏はもとより、道内の広範囲から鉄スクラップを受け入れる本港では、近年、その取扱量が増加傾向にあり、堅調に推移をしているところでございます。

平成30年に本港から輸出された鉄スクラップは約24万トンに及び、5年前の平成25年と比べまして約2倍となっているところでございます。

次に、事業計画についてでございますが、管理組合では、東地区に3万トン級のばら積み貨物船が利用可能な岸壁や泊地、貨物の荷さばきに必要な埠頭用地の整備を計画しているところでございます。

また、その期間や費用につきましては、現時点で令和3年度から令和8年度までの6年間でおおむね92億円を要するものと想定しているところでございます。

以上でございます。

○議長(八田盛茂君) 佐々木大介君。

○10番(佐々木大介君) それぞれに答弁をいただきました。

まず、石狩湾新港からの鉄スクラップの輸出は、この5年間で約2倍に増えているとのことであり、今後の国内需要の動向や資源循環の観点からも、ただいまお答えになりましたとおり、鉄スクラップの国内での滞留、価格の低下を招かないための国際競争力の強化が不可欠であり、このことは、リサイクルをはじめとした循環型社会の実現に向けた北海道の産業戦略としても重要な位置づけにあると考えます。

道内では、事業者のリサイクルや品質管理に対する努力もあり、鉄スクラップについては規格がそろう水準も高く、海外からの評価も高いとのことでもあります。

埠頭整備に係る期間等を考慮すれば、物流コストの削減に結びつく大水深岸壁の整備は急務であり、北海道をはじめとする関係団体との意識共有や連携が早期整備には欠かせないと考えますことから、関係機関一丸となって国へ要望していただくことを求め、質問を終わります。

○議長(八田盛茂君) 佐々木大介君の質問は終了いたしました。

小貫元君。

○5番(小貫元君) 日本共産党を代表して、質問します。

最初に、直轄事業についてです。

今年度の事業について、国からの配分額が示されました。当初予算42億7000万円が、東地区岸壁整備と西地区岸壁の地耐力強化については予算がつかず、北防波堤についても約20億円の減額となりました。北防波堤工事は、上部工25メートル、ケーソン製作50メートルとなります。

北防波堤延伸400メートルのうち、今年度の工事で完了する予定の延長と、事業費及び計画に対する割合を説明してください。

第1回定例会では、西1号岸壁を利用するチップ船について、船舶の安全運行確保のための合意事項確認後、荒天以外で荷役を停止した例はないと答弁がありました。それでも、来年度も北防波堤の整備を要求していくと説明がありました。

上部工については、今年度の当初予算では100メートルでしたが、配分額が25メートルと75メー

ル着工できないのに、来年度は要求しないこととなっています。今年度の予算、上部工100メートルが過大だったということではないですか、お答えください。

直轄事業の来年度の予算要求が約30億円に上ります。今年の配分額約12億円でも、過去と比べ、多額です。過去の配分額を参考にした要求額にすべきではないですか。

東地区の事業についてです。

事業費の内訳を整備施設ごとに示してください。また、管理者負担についても示してください。

事業開始後、使用料収入と交際費の差引きで、単年度及び累計の管理者負担がどのようになるのか、事業開始直後と償還終了時、耐用年数経過時の見通しを示してください。

国の配分結果を受けて、管理組合財政への影響を伺います。

第1回定例会では、多額の組合債の発行によって事業を行えば、公債費が膨らみ、後年度に負担を先送りすると指摘しました。

当初予算の一般会計と特別会計を合わせた組合債約21億円は、直轄事業の減額によってどう変わるのか、説明してください。

歳入が当初予算ベースとした場合、母体の負担金がどの程度減額になるのか、具体的に示してください。

管理組合によると、今年1月から5月までの貨物量及び使用料は、速報値で、貨物量は約306万トンで約4%増、使用料は2.7億円で約2%増であり、いずれも、ほぼ前年並みと聞いています。

歳入の使用料で前年並み、港湾建設は大幅減で、不用額が生まれることは明らかです。

現状で、母体負担金がどの程度減少するか、見込みを示してください。そして、直ちに減額補正し、母体負担金を減少させ、母体が新型コロナ対策に予算を使えるようにしてはいかがでしょうか、お答えください。

次に、洋上風力についてです。

環境影響評価書が縦覧されました。評価書には、準備書に対する北海道知事意見で、対象事業実施区域周辺の住民等に対しては、事業計画やその環境影響に関して具体的かつ丁寧な説明を行うことの見解に対し、対象事業実施区域周辺の住民等に対しては、事業説明会の開催を検討中であると事業者の見解を示しています。

ところが、新型コロナの感染拡大を理由にして、当初予定していた環境影響評価の説明会が中止になりました。評価書に対する説明会は、実施は困難ですけれども、感染の状況を見ながら小樽市と石狩市で事業説明会を開くように管理組合として求めていく考えはありませんか、お答えください。

評価書によれば、来年4月から着工する予定となっています。

私は、2016年の管理組合議会で、洋上風力発電施設の間隔は、風向きに対して垂直にローター直径の3倍、風下に10倍の距離を離すことが本来の発電量を得るための目安であり、NEDOのガイドラインに記されていることを紹介し、管理組合の対応を尋ねたところ、占用許可に当たって距離の確保を確認するが、間隔が狭くても、適正と判断すれば、占用を許可するという答弁でした。

評価書において、この間隔はどうなっていますか、お答えください。

1基当たりの出力が上がったことで、地域住民や労働者への健康への影響が危惧されます。

評価書では、騒音の評価結果で、圧迫感・振動感を感じる音圧レベルと、風力発電機からの音圧レベルの比較では、いずれの予測地点においても、よく分かる、不快な感じがしないレベルを大きく下回ると記述しています。

この評価に対して、管理者は誰もが不快な感じをしないレベルだと認識していますか、または、不快に感じる、気になる人が一定数いるレベルと認識していますか、お答えください。

特に、低周波、超低周波も含め、騒音による健康被害を心配する声に対して、環境影響評価を受け、管理者としてどのように対応していくつもりでしょうか、お答えください。

この事業のもう一つの問題が地域経済との関係です。本来、風力などの自然エネルギーの活用は、その利益が地元還元されるのが大切と考えます。事業者の説明資料では、地域の未来づくりに取り組むとしています。そこには、建設工事、維持管理を、地元企業、地元人材を直接雇用するとしています。建設工事の何割、維持管理の何割が地元企業に発注される見通しなのか、具体的に教えてください。

また、地元人材の直接雇用は、事業者が正規雇用する人数は何人と聞いているのか、教えてください。

今回の事業者は、合同会社グリーンパワー石狩で、株式会社グリーンパワーインベストメント、G P I が設立した特別目的会社となります。本事業は、実質的には合同会社の業務執行社員であるG P I が合同会社として実施します。なぜ、特別目的会社が事業主体としたのか、また、仮に合同会社グリーンパワー石狩が事業の途中で破綻した場合に、その後の責任はG P I が負うことになるのか、説明してください。

G P I は、2015年にアメリカのパターンエナジーに株式の過半数を握られ、買収された経緯があります。合同会社グリーンパワー石狩の業務執行社員もアメリカの住所となっています。

港湾区域内において、地域の資源を基にしたエネルギーの利益を外国資本が持っていく事業形態は望ましくないと思いませんか、管理者の見解を示してください。

今後のスケジュールについてです。

これから水域の占用手続に入るまで、どのような審査があるのか、審査の実施主体も含めて説明してください。

本事業は、準備書以降に、機種を選定、短期出力の変更が行われており、冒頭に申し上げたとおり、事業実施前に説明会を実施する必要があります。管理組合として説明会実施するまで、占用手続に入らないことを求めます。お答えください。

次に、PKSの輸入についてです。

港湾計画では、西地区のマイナス12メートル岸壁と埠頭用地の整備に67億8000万円、その根拠として、パームヤシ殻、PKSの輸入を28万5000トン、石灰石の移入で15万トンと見込みました。

現在、石狩バイオエナジー合同会社が木質ペレットとPKSを燃料としたバイオマス発電を実施する予定です。燃料となる木質ペレットとPKSの輸入量について、年間それぞれの程度を見込んでいるのか、示してください。

PKSは、副産物であり、パーム油の生産に連動し、供給可能量も限られてきます。供給量を増や

すことになれば、森林を切り開き、農園を整備することで、環境破壊も危惧されています。また、現地で燃料として利用することが拡大すれば、供給量は減少することも想定されます。

この状況の下で、管理者は、持続的に年間28万5000トン規模の輸入が可能だと考えますか、お答えください。

バイオマス燃料は、持続的な事業可能性が確認されることが必要だと考えませんか、管理者の見解を示してください。

バイオマス燃料は、食料需要と競合しない植物資源などに限定する、国内産、地域産の資源を優先的に活用する、生産、加工、流通、消費の全ての段階で環境を悪化させない持続可能な方法を採用するなど、新たな環境破壊を引き起こさないことが求められています。

P K Sの輸入では、輸送の段階でも温室効果ガスが発生し、地球温暖化対策とは逆行します。

管理者は、バイオマス発電については、日本の森林など、国内資源を活用する方向で進める必要があると考えませんか、お答えください。

P K Sを前提とした岸壁整備は凍結することを求めます。お答えください。

再質問は、留保いたします。

○議長(八田盛茂君) 専任副管理者別所博幸君。

○専任副管理者(別所博幸君) 小貫議員の質問にお答えいたします。

初めに、直轄事業に関し、北防波堤工事の進捗についてであります。今年度までに本体工のケーソン据付けで全体の約3割となる125メートルが完了予定となっております。また、事業費は全体で85億7620万円、約8割となっているところでございます。

次に、上部工の予算要求についてであります。毎年度の予算は、早期完成に向けて事業の進捗を図るため、年間施工量などを勘案した内容を要求しているところでございます。

北防波堤につきましては、事業の進捗を図る一方で、施工方法や周辺海域利用との調整などの制約もあり、漁業活動へ影響に配慮した工法、手順などの工夫をしながら年間施工量の検討、見直しを行っているところでございます。

北防波堤は、港湾の安定的な利用を図るために重要な施設であることから、早期完成に向けまして、今後もさらなる工夫を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

次に、予算要求額についてであります。要求額を算定するための年間施工量検討に当たりましては、過年度の施工方法や施工実績も参考としているところでございます。

次に、東地区の整備施設ごとの事業費などについてであります。直轄事業に関しては、現時点でおおむね70億円を想定しており、その内訳は、マイナス12メートル岸壁が事業費約39億9000万円で、管理者負担約13億3000万円、マイナス12メートル航路泊地が事業費約23億1000万円で、管理者負担約3億5000万円、マイナス12メートル泊地が事業費約1億7000万円で、管理者負担約3000万円、港湾施設用地が事業費約5億3000万円で、管理者負担約1億8000万円となっているところでございます。

次に、事業開始後における管理者負担についてであります。使用料収入から公債費を差し引きました単年度及び累計の管理者負担の額は、事業開始直後の令和4年度が単年度と累計が同額の約30万円、償還が終了いたします令和28年度が単年度の管理者負担はなく、累計で約12億8600万円、耐用年

数経過時の令和59年度が単年度の管理者負担はなく、累計で約5億9800万円を見込んでいるところでございます。

次に、直轄事業の減額に伴う組合債の額についてであります。一般会計の組合債が約6億円の減額となりまして、一般会計と特別会計を合わせました組合債の合計は約15億円となるところでございます。

次に、歳入を予定予算ベースとした場合における母体負担金についてであります。直轄事業の配分額確定に伴いまして、母体負担金は北海道が約4300万円、小樽市と石狩市がそれぞれ約1100万円、合計で約6500万円の減額となるところでございます。

次に、現状における母体負担金の減少見込みについてであります。今年度の使用料収入を前年度と同額とした場合、北海道が約5400万円、小樽市と石狩市がそれぞれ約1400万円、合計で約8200万円の減少が見込まれるところでございます。

次に、予算の減額補正についてであります。今後、新型コロナウイルス感染症による使用料収入への影響も想定されるため、現時点におきましては予定しておりません。減額補正は、これまでと同様に、不用額の発生が確実に見込まれる時期に行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、洋上風力に関し、まず、事業説明会の開催についてであります。7月18日及び19日に開催が予定されておりました事業説明会は、広く地域住民の理解を深めるため、事業予定者が任意で開催を計画したものでございます。

このため、今後、再度の開催をするか否かは、事業予定者の判断によるものと考えているところでございます。

次に、発電施設の間隔についてであります。評価書におきましては、風向きに対して垂直方向に約470メートル、風下方向に約1418メートルと記載されているところでございます。

次に、騒音の評価結果についてであります。騒音に関する評価につきまして、事業予定者が環境影響評価において、不快な感じがしないレベルを大きく下回ると評価しており、その内容は国の評価書確定通知により適正と評価されたと考えているところでございます。

次に、騒音に関する評価結果への対応についてであります。評価書におきましては、事業予定者が環境への影響を実行可能な範囲で回避及び低減するため、風力発電機のメンテナンスを適切に実施することにより、実効性のある環境保全措置を講じるとされているところでございます。

港湾管理者といたしましては、事業予定者が実施するこれらの措置状況を確認し、適切に対処してまいりたいと考えております。

次に、地元企業への発注や地元人材の雇用についてであります。現在、事業予定者におきまして、地元企業への説明を開始したところであり、現時点では、具体的な発注割合、雇用人数については検討中と聞いているところでございます。

次に、特別目的会社についてであります。合同会社グリーンパワー石狩は、資金調達や借入金に関する責任範囲を限定することなどを目的として設置された特別目的会社です。

合同会社において事業の継続が困難となった場合には、融資を行った金融機関による事業継続の検討も可能と聞いているところでございます。

次に、事業者の形態についてであります。管理組合では、国のマニュアルに基づき、公募要項・審査基準を定め、事業予定者を選定したところであり、外国資本に係る規定は定めていないところでございます。

次に、事業の審査についてであります。占用手続には風車の構造、施工、維持管理の方法について港湾管理者の審査が必要になるところでございます。

次に、占用手続についてであります。管理組合といたしましては、事業予定者から水域の占用許可申請が提出された場合には、関係法令の規定に基づき、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、PKSの輸入に関し、まず、燃料の輸入見込みについてであります。発電事業者である石狩バイオエナジー合同会社の主要出資者となっております株式会社奥村組の公表資料によりますと、燃料として、木質ペレットとパームヤシ殻、いわゆるPKSを合わせまして年間約22万トンの使用が予定されているところでございます。

次に、年間28万5000トンの輸入についてであります。管理組合といたしましては、持続的な燃料調達の検討につきましては発電事業者が行うものと考えているところでございます。

また、28万5000トンの貨物量につきましては、平成27年の港湾計画改定時において発電事業者へのヒアリングにより見込んだところでございます。

次に、バイオマス燃料の持続可能性についてであります。再生可能エネルギーで発電した電気の固定価格買取制度では、バイオマス発電燃料の安定的な確保や調達が認定要件の一つであると承知しております。

管理組合といたしましては、発電における長期安定的な燃料調達は、事業の持続可能性確保という観点から重要だと考えているところでございます。

次に、国内資源の活用についてであります。バイオマス発電は、再生可能な生物資源を燃料としており、事業を安定的かつ継続的に行うために、施設の建設費や燃料費の低減を図るなど、発電事業者が総合的な視点で検討する必要があります。

管理組合といたしましては、燃料の種類や調達先は国内の資源の活用を含め、発電事業者において検討するものと考えているところでございます。

最後に、岸壁整備についてであります。港湾施設整備は港湾計画に示した施設の規模や配置に基づくとともに、その投資が社会的、経済的に効率的な投資であることを見極め、実施するものでございます。

管理組合としましては、港湾利用の持続性などを十分に検討した上で実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(八田盛茂君) 小貫元君。

○5番(小貫元君) 再質問をします。

最初に、直轄事業についてです。

北防波堤延伸工事が3割の工事で、予定事業費の8割になっていると答弁がありました。完成させ

るには、かなりの事業費になることは明らかです。これはやめたほうが良いということはもう明らかだと思います。

具体的質問に入りますけれども、来年度の予算要求について、過去の施工方法や実績を参考にしていくと答弁がありました。

私が聞いたのは、過去の配分額を参考にした要求額にすべきではないかということなので、そのことについて教えてください。

東地区について、現時点で70億円、償還が完了した時点で累計で12億8000万円の管理者負担が残る、ということなのですね。頑張っても50年以上使っても約6億円は使用料では回収不可能だ、こういう答弁でした。

今、ガントリークレーンも2台で運用することになって、使用料収入では賄い切れず、母体負担につながると。

そういう下で、この東地区の着工というのは、母体への大きな負担になると考えませんか、お答えください。

母体負担金については、小樽市と石狩市で約1400万円の減少が見込まれる、こういう答弁がありましたけれども、補正については、確実に見込まれる時期は来年2月だと思いますが、そこまでしないというのですね。

例えば、1400万円全額でなくても、1000万円とか段階的に補正することも考えられないのか、お答えください。

次に、洋上風力についてです。

相変わらず、何もかも事業者任せという答弁でして、しかし、その事業者自体が合同会社ということで、今、責任はどこにあるのだということも明確なことではありません。

そこで、間隔についてですけれども、答弁によると、効率的に発電されると言われる3D及び10Dの間隔が確保されていない、こういうことでよろしいでしょうか、確認をいたします。

次に、騒音についての評価ですけれども、答弁がありましたが、私は、どう評価されているのかとか、その評価がどうだったのかということを知っているのではなくて、評価の基準、内容を聞いているのですよね。

不快な感じをしないというのは、全ての人がそう感じるかどうかということを知ったのであって、再度、答えていただきたいと思います。

対応について、事業者が実施すると、措置状況を確認し、適切に対応すると答弁がありました。適切に対応ということは、具体的にどのように対応していく、対応を想定しているのか、教えてください。

占用手続についてですけれども、これから審査が必要になるということですね。私は、住民説明が十分でないで、まだ手続に入らないほうが良いだろう、そういう質問をしましたけれども、事業者が申請したら手続に入るという答弁でした。しかも、その説明会をやるかどうかというのは、事業者任せだということですね。

それならば、管理者として事業者が占用手続前に説明会を開いたほうが望ましいだろう、このよう

に思いませんか、教えてください。

次に、PKSの輸入についてです。

木質ペレットとPKSで、年間22万トンの使用だということでした。港湾計画の改定の根拠となるPKS28万5000トンにはならないと。それは、以前、ヒアリングで聞いただけだという答弁なのですね。しかも、持続的な輸入の可能性については、管理組合の見解を示しませんでした。

聞いたことは、管理組合の現時点の判断として、PKSが年間28万トン輸入されることが持続的に可能だと考えるのか、このことに明確に答えていないので、お答えください。

答弁で、管理組合としても安定的な燃料調達に重要な立場を確認しました。

また、国内資源の活用についても、今後、事業者が考えていくだろうと見通しを示しました。

そうすると、PKSの輸入量は減少していくこととなります。西地区のマイナス12メートル岸壁整備は、十分に検討した上で、港湾計画期間内に実施されないことも選択肢としてあり得ると考えてよろしいですか、お答えください。

以上です。

○議長(八田盛茂君) 専任副管理者別所博幸君。

○専任副管理者(別所博幸君) 小貫議員の再質問にお答えいたします。

初めに、直轄事業に関し、まず、来年度の要求額についてであります。早期完成に向けた事業の進捗には年間施工量の精度を高めた予算要求が重要であります。

このため、要求額は、過年度の配分額で実施した実績を参考に検討した年間施工量を基に算定すべきと考えているところでございます。

次に、東地区の着工による母体への負担についてであります。効率的な輸送の実現により、地域経済や市民生活へ波及効果が期待される東地区の整備を進めるには、応分の管理者負担を伴うところでございます。

このため、事業実施に当たりましては、より一層のコスト削減を図るなど、その負担の軽減に努めることが重要であると考えているところでございます。

次に、母体負担金の段階的な補正についてであります。現時点におきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、今後の社会経済情勢の変化を見定めることが難しいことから、減額補正は、これまでと同様に不用額の発生が確実に見込まれる時期に行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、洋上風力に関し、まず、発電施設の間隔についてであります。3D、10Dは、本来の発電量を得るための目安として、新エネルギー・産業技術総合開発機構が作成いたしました洋上風力発電導入ガイドブックに示されたものでございます。

評価書に記載されている施設の間隔は、ガイドブックにおける目安を満足しておりませんが、事業予定者が風況シミュレーションにより発電の効率性などを考慮した最適な配置であることを確認しているところでございます。

次に、騒音の評価結果についてであります。評価書では、誰が、どのように感じるかといった対象範囲についての記載はございませんが、不快な感じがしないレベルを大きく下回っているとの記載

などから環境保全の基準等との整合が図られているとの評価がされているところでございます。

次に、管理者の対応についてであります。港湾管理者といたしましては、事業予定者が講じる環境保全措置の状況を確認し、必要に応じて適切な指導をしてみたいと考えているところでございます。

次に、事業説明会の開催についてであります。地域住民に対して丁寧な説明を行うことが望ましいと考えておりますが、その説明方法につきましては事業予定者の判断によるものと考えております。

次に、PKSの輸入に関しまして、まず、港湾計画の貨物量についてであります。貨物量は、港湾計画策定時に発電事業者へのヒアリングにより見込んだものでございます。

PKSが生産されるパームの栽培は、主産地の東南アジアからアフリカ、アメリカ南部など、世界各地へと広がっていることから現時点でも同様の貨物量が見込まれると考えているところでございます。

最後に、岸壁整備についてであります。港湾施設整備は、港湾計画の範囲内で社会的、経済的に効率的な投資であるかを見極め、実施するものであります。

効率的な投資を見極めるためには、港湾施設の利用見込みや利用予定者からの要請などからその検証に時間を有する場合があります。

以上でございます。

○議長(八田盛茂君) 小貫元君。

○5番(小貫元君) 再々質問をいたします。

最初に、直轄事業についてです。

東地区の着工による母体への負担についてですけれども、応分の管理者負担を伴うとの答弁でした。工事ですから、それは当たり前の話なのですね。

再質問で述べたように、ガントリークレーンの2基運用は、管理組合の甘い想定の下でも、使用料収入では賄い切れず、母体負担で補うことになるのです。

答弁で述べられたその負担が大きな工事の償還と重なると、母体負担が平準化できず、母体の財政への過度な負担となるのではないかという質問です。再度、お答えください。

洋上風力発電についてです。

間隔について、事業者が最適な配置と確認しているとの答弁でしたけれども、管理組合としてはどのように考えているのか、お答えください。

騒音の評価についてですけれども、評価方法や評価の結果について質問しているわけではありません。先ほども言いましたが、本質問でも再質問でも聞いたのは、被験者の何%が不快な感じがしないと回答した音圧レベルなのかということです。明確にお答えください。

管理者は、不快な感じがする人も出てくると考えるのか、お答えください。

以上です。

○議長(八田盛茂君) 専任副管理者別所博幸君。

○専任副管理者(別所博幸君) 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

初めに、直轄事業に関しまして、母体への負担についてであります。本港の機能を強化する施設整備に関しましては、母体には事業の効果や必要性につきまして丁寧な説明に努めてきたところでございます。

今後も効率的な事業の進捗に努めるとともに、一層のコスト縮減を図るなど、母体負担の軽減に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、洋上風力発電に関し、まず、発電施設の間隔についてであります。事業者の決定した配置等につきましては、現在、技術的な助言を受けるため、水域占用技術審査委員会におきまして専門家による検討を行っているところでございまして、今後、水域占用許可の手續におきまして判断してまいりたいと考えてございます。

次に、騒音の評価についてであります。事業予定者は、騒音の評価に当たり、同様な施設の評価で用いられた実績のある知見を参考としているところでございます。

その知見は、不快でないと感じる人が50%存在することを不快な感じがしないレベルとして研究されたものと聞いています。

最後に、騒音の影響についてであります。環境影響評価は、重大な環境影響を未然に防止する考えの下、事業が環境の保全に十分に配慮して行われることを目的としているところでございます。

評価書においては、不快な感じがしないレベルを大きく下回っていることなどから、環境保全の基準等と整合が図られていると評価されたと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(八田盛茂君) 以上で、通告のあった質問は終了いたしました。

これをもって、質疑並びに質問は終結いたします。

それでは、日程第3のうち、議案第1号を問題といたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(八田盛茂君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意議決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

1. 閉 会

○議長(八田盛茂君) これをもちまして、令和2年第2回定例会を閉会いたします。

午後2時13分閉会

○議長(八田盛茂君) ここで、少々お時間をいただき、管理者から、このたび、新たに就任いたします監査委員の紹介があります。

管理者鈴木直道君。

○管理者(鈴木直道君) それでは、私からご紹介申し上げます。

新たに監査委員に選任いたしました深瀬聡さんでございます。

○監査委員(深瀬聡君) ただいまご紹介いただきました深瀬でございます。

監査委員として、法令にのっとり、公正かつ適正な監査に努めてまいり所存でございますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長(八田盛茂君) どうもありがとうございました。

深瀬新監査委員におかれましては、公正で効率的な行政運営についてご尽力を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして終了いたします。

午後 2 時14分終了

